

# 研究成果有体物の提供の取扱いに関するガイドライン

学術・社会連携室知的財産部  
令和3年6月1日

## 1. 研究成果有体物(研究試料等)について

研究成果有体物とは、研究活動を通じて作成されたもので、学術的又は財産的に価値があるものとされており、一般には、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌(株)、試作品、及び試験装置などで、ソフトウェアを記録するために作成された電子記録媒体又は紙記録媒体も研究成果有体物として取り扱います。

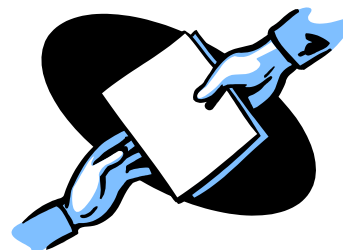
有体物管理細則第2条関係



## 2. 研究成果有体物の提供について

本学教職員の研究成果である有体物(研究試料等)を第三者に提供する場合には、**MTA** (**M**aterial **T**ransfer **A**greement)を締結する必要があります。

有体物管理細則第7条及び第8条関係



### 3. 第三者から研究成果有体物の提供の依頼があったとき

第三者から研究成果有体物提供の依頼があったとき、その有体物の作成者は、本学所定の「**研究成果有体物届出書**」に必要事項を記載し、所属部局等の長の承認を得て理事(学術・社会連携担当)に申し出てください(「研究成果有体物届出書」の提出先: 学術・社会連携室 知的財産部)。

有体物管理細則第7条及び第8条関係



### 4. 研究成果有体物の帰属について

本学における研究活動を通して作成された有体物は、原則として本学に帰属します。

有体物管理細則第3条関係

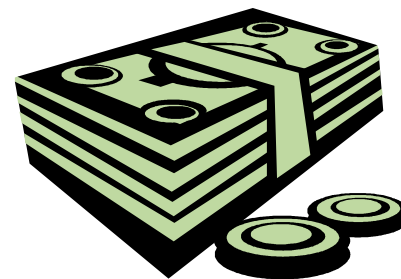


## 5. 研究成果有体物を提供したことによる奨励金について

研究目的の場合は**原則実費**、産業用に利用する場合は**原則有償**で提供します。

研究成果有体物を第三者に有償で提供した場合は、作成者に対し、有体物管理細則に定められた一定の割合を有体物提供奨励金として配分します。

有体物管理細則第9条関係



## 6. 秘密保持について

- ① 研究成果有体物について、公知・公用のもの、公表が認められたもの、契約等により特定の者に開示することが認められたもの以外はその秘密を遵守しなければなりません。
- ② 職員等は、職務上知り得た個人情報等を、正当な理由なく他に漏洩してはいけません。
- ③ これらの秘密保持については、退職後においても同様です。

有体物管理細則第10条関係



## 7. 外国の企業等への研究成果有体物の提供について

外国の企業等へ研究成果有体物を提供する場合は、**外国為替及び外国貿易法**により安全保障輸出管理の観点から輸出規制を受ける場合があります。

### ○安全保障輸出管理の趣旨

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的とし、大量破壊兵器等の不拡散のため、関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に厳格な輸出管理を行うものです。

対象となる貨物や技術に、リスト規制、キャッチオール規制という2つの規制が適用されます。規制対象に該当するときは経済産業大臣の許可が必要です。



**安全保障輸出管理**については**学術・社会連携室のHP**に掲載しています。この件に関する不明な点は、輸出管理マネジメント室にお問合せください。

Mail: [ex-control@office.hiroshima-u.ac.jp](mailto:ex-control@office.hiroshima-u.ac.jp) 電話: 内線5675(東広島)

## 8. 契約項目について

上記2. のとおり第三者に研究成果有体物を提供するときはMTAを締結しますが、その主な項目は次のとおりです。

- ① 提供有体物の数量、対価、梱包等実費負担の記載
- ② 対価の支払い方法
- ③ 目的外使用の禁止
- ④ 有体物の不保証
- ⑤ 第三者への有体物の開示禁止
- ⑥ 秘密保持
- ⑦ 有体物の使用状況報告・発表
- ⑧ 有体物による研究成果の取扱い
- ⑨ 有体物使用中止の場合の取扱い



有体物管理細則第7条及び第8条関係

## 9. 有体物管理細則・MTAに関するお問合せ先

Mail: [chizai@hiroshima-u.ac.jp](mailto:chizai@hiroshima-u.ac.jp) 電話: 内線4340(東広島)